

奈良県公安委員会告示第 8 7 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

奈良県公安委員会
委員長 和田林 道 宜

運転免許取得者等 検査を行う者の氏 名又は名称	運転免許取得者等 検査に使用する施 設の名称	代 表 者 の 氏 名	
		変 更 前	変 更 後
株式会社ナモト	橿原自動車教習所	名 元 正 光	名 元 克 顕